

理事者から詳細な説明を聴取し、議論しました。

道の駅の基本計画については、スケジュールや当面の課題を確認するとともに、既存の検討会議から新たな構成委員を加えて発足する「勝山市道の駅基本計画協議会」においては、市民の意欲を引き出すような進め方をするとともに、実際に道の駅を運営している責任者等から、意見を聞く機会を設けるなど、実効性のある協議会の運営に配慮するよう提言しました。また、(仮称)観光まちづくり会社の設立については、商工会議所が中心になって作成している事業計画書の素案を確認しながら、国の有利な補助制度を最大限活用できるように提言しました。

そして、長尾山総合公園の再整備については、平成27年度の事業の進捗を確認し、新年度の国の補助金の状況によって、優先させる事業を改めて協議して、取り組むことを確認しました。

今後とも、市民の皆様のご意見を十分踏まえ、理事者と、種々議論を重ねてまいります。

## 議員政治倫理調査 特別委員会

本特別委員会は、平成27年9月定例会に設置されて以来、これまで15回にわたり委員会を開き、松村治門議員が

関わっている「嶺北ふるさと創造観光協議会」に関する疑義について、及び松村治門議員議長在職時の議長公用車の不適切な使用について、政治倫理基準に違反する行為の存否に関して、調査を進め最終報告を取りまとめました。

### 松村治門議員の政治倫理違反行為の存否についての当委員会の判断

当委員会は、調査請求された松村治門議員の勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号に規定する、「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」に対する違反の存否および当委員会の責務に属する問題について、以下のとおり判断しました。

#### 1 松村治門議員が関わっている「嶺北ふるさと創造観光協議会」に関する疑義について

松村治門議員は、当時、勝山市議会議長としての要職にありながら、組織実態のない「嶺北ふるさと創造観光協議会」の「事務局長」を自称し、観光庁による「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」に係る「提案書」等の作成から中部運輸局による「報告書」作成に至る過程において、勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号の規定に違反する数々の倫理違反行為を行ったと判断した。なお、松村治門議員は行政書士の資格を有しており、その責任は重いと判断しました。

#### 2 松村治門議員議長在職時の議長公用車の不適切な使用について

松村治門議員が、当時、勝山市議会議長として議長公用車を使用して、勝山市議会とは関係のない「嶺北ふるさと創造観光協議会」の「事務局長」としての活動を行ったことは、議長公用車の不適切な使用であり、勝山市議会議員政治倫理条例第3条第1号に該当する倫理違反行為であると判断しました。

#### 3 「議員政治倫理調査特別委員会」の調査に対する松村治門議員の対応について

当委員会は、「議員政治倫理調査特別委員会」の調査に対する松村治門議員の対応は、勝山市議会議員政治倫理条例第8条の規定に違反するものであると判断しました。

なお、中部運輸局が株式会社JTBプロモーションと調査業務仕様書に基づき請負契約をした調査業務費の実態及び松村治門議員の行為に関する違法性等の判断については、当委員会の権限を越える問題であります。

今回の判断の根拠と理由については、別途取りまとめた最終報告書に詳細に記しています。最終報告書は勝山市ホームページ内の市議会のページで確認できます。3月定例会議案一覧で御確認ください。また、議員政治倫理調査特別委員会は、今期定例会をもって廃止されました。

## 松村治門議員に対する問責決議案の可決について

勝山市議会議員政治倫理条例は、勝山市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、もって市民に信頼される清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、平成19年6月22日に制定され、同年9月1日に施行されました。

今回、同条例第3条に定められている、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査請求により、議員政治倫理調査特別委員会を設置して調査し、最終報告を行いました。

市議会では最終報告を受け、松村治門議員に対して、議員としての責務を認識し、その行動については猛省すべきであるとともに、議長公用車の不適切な使用に関しては自主的に公費を返還すべきであると勧告する旨の問責決議を可決しました。

